

おくやみハンドブック



大淀町



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

大淀町では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役場関係の手続きと、一般的な役場以外の手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

大淀町役場 0747-52-5501（代表）

もくじ

役場での手続きチェックリスト	P.2
身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）	P.3
役場での各種手続き	
1. 死亡届について	P.5
2. 住民登録に関する手続きについて	P.7
3. 年金の手続きについて	P.8
4. 国民健康保険について	P.8
5. 後期高齢者医療保険について	P.9
6. 介護保険について	P.9
7. 緊急通報装置及び高齢者福祉タクシーについて	P.10
8. 障がい福祉の手続きについて	P.10
9. 亡くなられた方に児童がいる場合について	P.11
10. 税の手続きについて	P.11
11. 町営住宅の手続きについて	P.13
12. 山林の相続について	P.13
13. 農地の相続について	P.14
14. 水道の手続きについて	P.14
15. 飼い犬の手続きについて	P.15
16. 公園墓地の手続きについて	P.15
問い合わせ窓口一覧	P.16
役場外での各種手続き	
亡くなられた方が会社員だった場合について	P.17
亡くなられた方が個人事業主だった場合について	P.18
改葬・墓じまいの手続きについて	P.18
相続に関する手続きチェックリスト	P.19
相続人確認表	P.21
故人の財産について	P.22

役場での手続きチェックリスト

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

✓点がついた項目は、該当ページで手続き内容をご確認ください。

故人についての確認事項		該当に ✓	該当 ページ
住民登録	印鑑登録証をお持ちでしたか？	☐	P.7
	住民基本台帳カードをお持ちでしたか？	☐	
	個人番号通知カード又はマイナンバーカードをお持ちでしたか？	☐	
年金	国民年金を受給又は加入をしていましたか？	☐	P.8
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	☐	
	後期高齢者医療保険に加入していましたか？	☐	P.9
介護保険	65 歳以上の方でしたか？	☐	
高齢福祉	緊急通報装置をご利用でしたか？	☐	P.10
障がい 福祉	障害者手帳をお持ちでしたか？	☐	
	心身障害者医療費受給資格証をお持ちでしたか？	☐	
福祉医療	乳幼児・子ども医療費受給資格証をお持ちでしたか？	☐	P.11
	ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちでしたか？	☐	
税金	町・県民税の課税の手続きが必要ですか？	☐	P.12
	固定資産税の課税の手続きが必要ですか？	☐	
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	☐	
その他	町営住宅に入居していましたか？	☐	P.13
	山林を所有していましたか？	☐	
	農地を所有していましたか？	☐	P.14
	水道の手続きが必要ですか？	☐	
	犬を飼っていましたか？	☐	P.15
	公園墓地を使用していましたか？	☐	
	会社員でしたか？	☐	P.17
	個人事業主でしたか？	☐	P.18

身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	3 ヶ月以内	4 ヶ月以内
葬儀・法要	○ 納骨 ○ 四十九日 ○ 初七日 ○ 通夜・葬儀・告別式 ○ 葬儀・法要の連絡・調整	
届出・手続き	○ 相続人の調査・確定 ○ 遺言書の調査・遺言書の検認 ○ 相続財産の調査 ○ 相続放棄・限定承認 ○ 年金関係の手続き ○ 健康保険 ○ 死亡届等 (19～20 ページ参照)	
税金		○ 所得税の準確定申告 (20 ページ参照)

10 ヶ月以内

1 年以内

○
一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議
(19 ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告・納付
(20 ページ参照)

大淀町で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、16 ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉

必要な手続きの
詳細について

〈16 ページ〉

必要な手続きの
窓口一覧

〈17 ページ〉

大淀町役場外での
各種手続きについて

1. 死亡届について

死亡届（※一般的には葬儀社が代行してくれます）

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

火葬許可証（※一般的には葬儀社が代行してくれます）

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村

届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・家主・地主・家屋又は土地の管理人・公設所の長
- ・成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・任意後見受任者
（登記事項証明書又は裁判所の謄本の提出が必要です）

必要なもの

- ・死亡届（右側の死亡診断書に、医師による証明のあるもの）1通

※大淀町に届出を提出する場合は…

【平日（8:30～17:15）】

役場本庁舎1階人権住民保険課

【夜間及び休日】

役場本庁舎1階西側夜間休日窓口

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に届書内容の確認等で来庁をお願いすることがあります。

死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ下記の日数がかかります。

- ・ 本籍地に届出をした場合 → 届出日から約 1 週間
- ・ 本籍地以外に届出をした場合 → 届出日から約 2 ～ 3 週間

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

MEMO

2. 住民登録に関する手続きについて

印鑑登録証（カード）の返納

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証（カード）を返納してください。

持ち物

- ・ 故人の印鑑登録証

住民基本台帳カードの返納

故人が住民基本台帳カードを所有していた場合、返納してください。

持ち物

- ・ 故人の住民基本台帳カード

マイナンバーカード又は個人番号通知カードについて

相続等の手続きの際に個人番号が必要な場合があります。一定期間保管の上、破棄してください。人権住民保険課に返納していただくこともできます。

担当課・問い合わせ先

人権住民保険課 戸籍住民担当 ☎0747-52-5538（直通）

3. 年金の手続きについて

年金の受給、もしくは加入状況等により手続き先や手続き内容、必要書類等が異なりますので、大和高田年金事務所、人権住民保険課国民年金担当までお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

人権住民保険課 国民年金担当	☎0747-52-5538 (直通)
大和高田年金事務所	☎0745-22-3531

4. 国民健康保険について

大淀町の国民健康保険の被保険者が亡くなられたときは、国民健康保険の資格情報がわかるもの（資格情報のお知らせ、資格確認書等）をご返却ください。また、国民健康保険税の清算の手続き等が必要な場合がありますので、相続人の方の口座情報がわかるもの（預金通帳等）をお持ちください。（亡くなられた方との続柄が確認できる書類が必要となる場合があります。）

また、亡くなられた方の葬祭を行った方に対して葬祭費 30,000 円が支給されます。葬祭費の申請には「葬儀の領収書（あて名が喪主名義のもの）・喪主の口座情報がわかるもの（預金通帳等）」が必要となります。

（※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。）

担当課・問い合わせ先

人権住民保険課 国民健康保険担当	☎0747-52-5528 (直通)
------------------	--------------------

5. 後期高齢者医療保険について

後期高齢者医療費制度に加入中の方が亡くなられたときは、後期高齢者医療保険の資格情報がわかるもの（資格情報のお知らせ、資格確認書等）をご返却ください。また、後期高齢者医療保険料の清算の手続きや、高額療養費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人の方の口座情報がわかるもの（預金通帳等）をお持ちください。（亡くなられた方との続柄が確認できる書類が必要となる場合があります。）

また、亡くなられた方の葬祭を行った方に対して葬祭費 30,000 円が支給されます。葬祭費の申請には「葬儀の領収書（あて名が喪主名義のもの）・喪主の口座情報がわかるもの（預金通帳等）」が必要となります。

（※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。）

担当課・問い合わせ先

人権住民保険課 後期高齢者医療保険担当 ☎0747-52-5528（直通）

6. 介護保険について

大淀町の介護保険の被保険者（65 歳以上の方等）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人の方の口座情報がわかるもの（預金通帳等）をお持ちください。

担当課・問い合わせ先

福祉介護課 介護保険担当 ☎0747-52-5530（直通）

MEMO

7. 緊急通報装置及び高齢者福祉タクシーについて

緊急通報装置の貸与又は、高齢者福祉タクシー利用券の給付を受けている方が、亡くなられたときは、返還してください。

担当課・問い合わせ先

福祉介護課 福祉担当 ☎0747-52-5513（直通）

8. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、障がいに関する各種制度を利用されていた場合は、所定の手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

- ・精神障害者医療費助成制度
- ・自立支援医療受給者証（精神通院・更正医療）
- ・特別障害者手当・障害児福祉手当 等

担当課・問い合わせ先

福祉介護課 福祉担当 ☎0747-52-5513（直通）

- ・心身障害者医療費助成制度
- ・重度心身障害老人等医療費助成制度

担当課・問い合わせ先

人権住民保険課 福祉医療担当 ☎0747-52-5528（直通）

9. 亡くなられた方に児童がいる場合について

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父又は母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

健康こども課 ☎0747-52-5523（直通）

- ・子ども医療費助成制度
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度

担当課・問い合わせ先

人権住民保険課 福祉医療担当 ☎0747-52-5528（直通）

10. 税の手続きについて

町民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。

担当課・問い合わせ先

税務課 住民税担当 ☎0747-52-5511（直通）

所得税・相続税（国税）

所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。
詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

吉野税務署 ☎0746-32-3385（代表）

固定資産税

町内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります（地方税法第9条）。亡くなられた方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届出が不要な場合もあります。

担当課・問い合わせ先

税務課 固定資産税担当 ☎0747-52-5511（直通）

軽自動車税

二輪車・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

【原付（125cc 以下）・小型特殊自動車・ミニカーについて】

税務課 軽自動車担当 ☎0747-52-5511（直通）

【軽二輪（250cc 以下）、二輪の小型自動車（250cc 超）について】

近畿運輸局奈良運輸支局 ☎050-5540-2063

【三輪・四輪の軽自動車について】

軽自動車検査協会奈良事務所 ☎050-3816-1845

MEMO

11. 町営住宅の手続きについて

町営住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が町営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、人権施策推進室へお問い合わせください。

必要な手続き

どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、一年以上同居している親族がいる場合
名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合
住宅を明渡す手続き
- (3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合
異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

担当課・問い合わせ先

人権住民保険課 人権施策推進室 ☎0747-52-5542（直通）

12. 山林の相続について

山林を相続した場合、相続された山林の位置図、登記事項証明書又は、その山林の権利を相続したことがわかる書類をお持ちの上、窓口までお越しください。

相続した日から90日以内に市町村へ届出が必要です。

財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出が必要です。

13. 農地の相続について

農地を相続された場合、届出書類（相続届出書と相続された土地の一覧）をお持ちの上、窓口までお越しください。

担当課・問い合わせ先

建設産業課 ☎0747-52-5543（直通）

農業者年金について

亡くなられた方が農業者年金を受給されている場合は、年金証書（紛失した場合は、JAへお問い合わせください）受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、又は除籍抄本をご準備の上、JAまでお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

JAならけん 大淀西部支店 ☎0747-52-5881
（大淀町大字土田288番地の1）

14. 水道の手続きについて

水道の使用者の名義変更又は、水道の使用中止等を行う場合は下記までお問い合わせください。

- ・水道使用者の名義変更、閉栓……企業団大淀事務所へお電話にて申し込み
- ・振替口座の変更……金融機関への預金口座振替依頼書の提出

担当課・問い合わせ先

奈良県広域水道企業団 大淀事務所 ☎0744-32-1305

15. 飼い犬の手続きについて

飼い主の変更

故人が犬を飼っていた場合、飼い主の変更手続きが必要です。手続きの詳細は担当課にご連絡ください。

担当課・問い合わせ先

環境整備課 ☎0747-52-5548（直通）

16. 公園墓地の手続きについて

使用者の変更

故人が町公園墓地を使用されていた場合、使用者の変更手続きが必要です。手続きの詳細は担当課にご連絡ください。

担当課・問い合わせ先

環境整備課 ☎0747-52-5548（直通）

MEMO

問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

詳細 ページ	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
P.5	死亡届について	人権住民保険課	役場本庁舎1階北側
P.7	住民登録に関する手続きについて		
P.8	年金の手続きについて	人権住民保険課	☎0745-22-3531
	国民健康保険について	大和高田年金事務所	
P.9	後期高齢者医療保険について	人権住民保険課	役場本庁舎1階北側
	介護保険について	福祉介護課	
P.10	緊急通報装置及び高齢者福祉タクシーについて		福祉介護課
	障がい福祉の手続きについて	福祉介護課	
P.11	亡くなられた方に児童がいる場合について	健康こども課	役場本庁舎1階北側
	税の手続きについて	税務課	
P.13	町営住宅の手続きについて	人権施策推進室	役場本庁舎1階南側
	山林の相続について	建設産業課	
P.14	農地の相続について		
	水道の手続きについて		
P.15	飼い犬の手続きについて	環境整備課	役場本庁舎1階南側
	公園墓地の手続きについて		

亡くなられた方が会社員だった場合について

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険の資格情報がわかるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書等)やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への 加入	すみやかに	被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の 請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	受給資格要件などがありますので、 大和高田年金事務所にお問い合わせください。 大和高田年金事務所 (大和高田市幸町5-11) ☎0745-22-3531

亡くなられた方が個人事業主だった場合について

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	吉野税務署 (吉野町丹治200-1) ☎0746-32-3385
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬の証明

改葬許可申請書の埋葬証明部分について、現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬の証明をしてもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

人権住民保険課

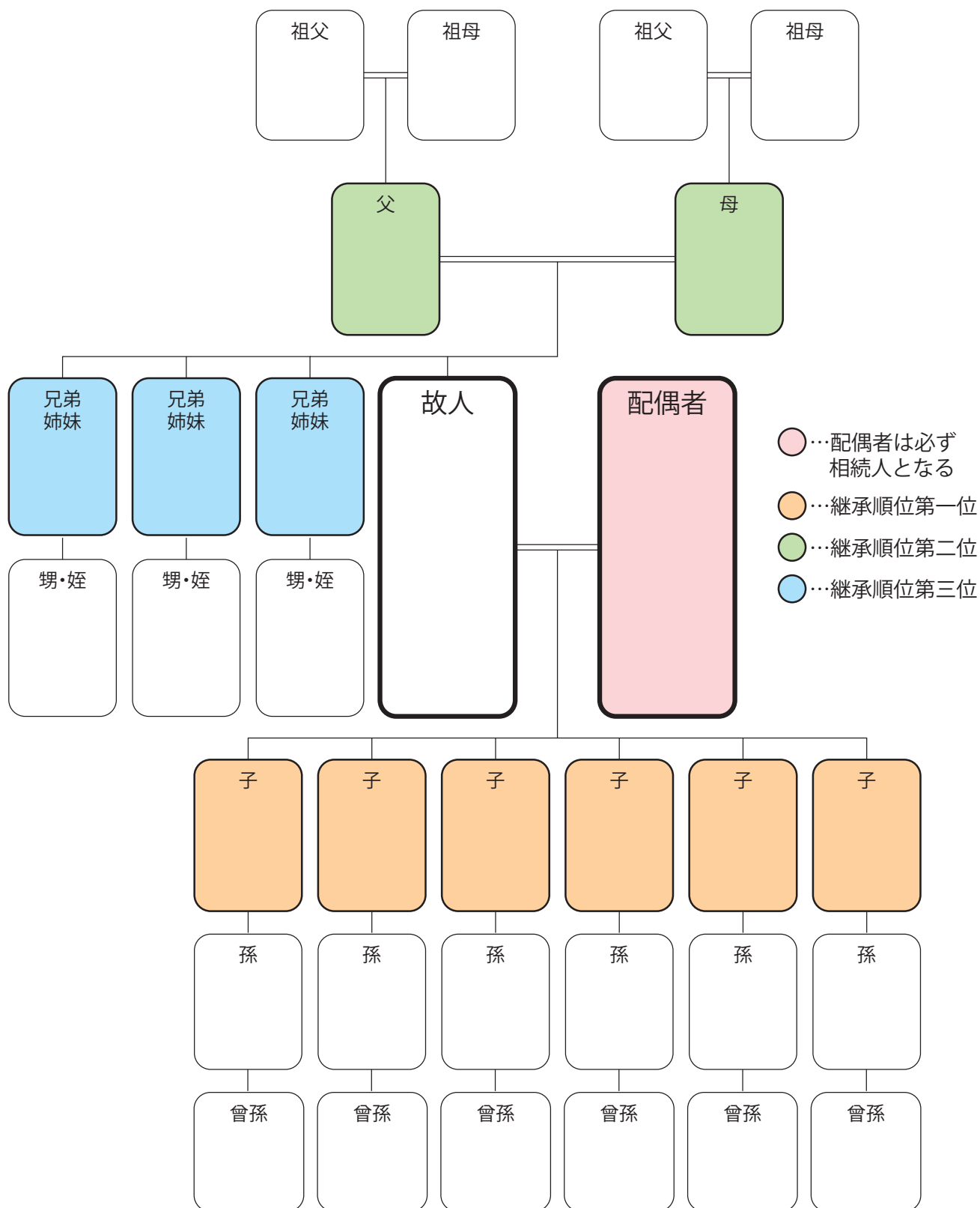
☎0747-52-5538(直通)

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。事前に本籍・筆頭者をご確認の上、本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

相続人確認表



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

MEMO

MEMO

MEMO

広告事業者一覧

相 続

スタート行政書士法人

霊園・お墓

株式会社大野石材

相 続

遺言・相続相談センター奈良／
南都中央総合事務所

終活全般

ベル少額短期保険株式会社



亡くなった方の 相続で わからないことがあれば スタート行政書士法人へ

 スタート行政書士法人
START WITH YOU



はじめの**1**歩を
お手伝いします



相談
無料

訪問対応 OK



よくあるご相談 TOP 5

1 何から
始めれば
いいの？



2 戸籍や書類の
集め方が
わからない



3 銀行や名義
変更の手続きが
不安



4 相続人が
誰か整理
できない



5 専門家に
どこまで頼めば
いいの？



相続の不安や疑問にわかりやすく丁寧にお応えします

専門家と連携して、窓口をひとつに



弁護士



司法書士



税理士



不動産業者



遺品整理業者



葬儀屋



霊園

各分野のプロと連携し、まとめてサポートします。

まずはお気軽にお電話ください



0743-71-7555

奈良オフィス

〒630-0257
奈良県生駒市元町1丁目5番12号
本城ビル2F

 **0743-71-7555**

近鉄奈良線・けいはんな線
「生駒駅」より南へ徒歩2分



代表行政書士
瓜生 泉美
奈良県行政書士会所属
行政書士登録番号: 07260772

大阪オフィス

〒577-0053
大阪府東大阪市高井田1番10号
サングランデ永和101

 **06-6618-5755**

近鉄奈良線・JR 大阪東線
「河内永和駅」より北へ徒歩8分



代表行政書士
松本 由喜彦
大阪府行政書士会所属
行政書士登録番号: 02263251

営業時間

9:00 ~ 18:00

定休日

土日祝

休日・時間外も相談可能
(予約制)

ご先祖様への想いを
伝統の技術でお応えします。

新しく お墓を建てる

伝統的な和墓・最新のデザイン墓、
お客様独自のオリジナル墓まで。
ご要望に寄り添ってご提案致します。
「墓相学」に基づく「吉相墓」も
ご提案可能です。
地震に強い耐震施工も
対応可能です。

お墓に 文字を刻む

既存のお墓(霊標・法名碑)へ、
追加彫刻が可能です。
また、お墓のクリーニング・
古いお墓の整理等、
お墓に関するご相談は何でも
下記連絡先まで、
ご連絡下さい。

お墓じまい

お墓じまいを検討される方が
多くなりました。工事前の役所への
手続きもサポートさせていただきます。
遠方のお墓でも、
遠慮なくご相談下さい。

墓地・霊園の ご紹介

近隣・遠方問わず、
墓地・霊園のご紹介出来ます。
現地案内はいつでも
させていただきます。

永代供養墓 樹木葬

永代供養墓も樹木葬も
いろいろな種類がございます。
お客様のご要望に合わせて、
ご紹介させていただきます。

お墓の お引越し

故郷のお墓を奈良へ
お引越しさせることが可能です。
全国どこでも対応可能です。
(奈良から他府県へも可)

ペットの お墓

かわいいオリジナルの
お墓等ご家族の思いに
お応えします。

ご相談・お見積は無料です。(リモート相談も可)お気軽にお問い合わせ下さい。

 株式会社 **大野石材**

☎ **0120-156-148** 奈良県知事許可 第18601号

 **日本墓石店100選**
株式会社大野石材は「日本墓石店100選」認定墓石店です

奈良市富雄元町4丁目8-4 営業時間:8:00~17:00
定休日:日曜・月曜・祝日・夏季休暇・年末年始



友だち募集中



遺言 相続 相談 センター



初回
無料相談
受付中!

日本行政書士会連合会
マスコットキャラクター
「ユキマサくん」



まずは専門家に
お気軽にご相談ください!

相続手続きに関わることは、一生のうちでほんの数回です。
面倒な手続きのことは、お任せください。



相談専用フリーダイヤル

☎ 0120-489-071

営業時間 平日 9:00~20:00 土曜日 9:00~18:00

定休日 日曜・祝日(事前予約で対応可能)

遺言・相続相談センター奈良

南都中央総合事務所

代表/行政書士 杉山 毅 行政書士登録番号: 第10282382号(奈良県行政書士会所属)

〒630-8241 奈良県奈良市高天町45番地 アート福住ビル4階

TEL: 0742-20-2112 FAX: 0742-20-2113 HP: <https://office-nanto.com/>

ご相談は
今すぐ
お電話を!



詳しくはこちら



南都中央総合事務所
アート福住ビル4階
(1階 福住ハウジング様)
最寄駅・バス停留所: 近鉄奈良線・奈良交通バス
「近鉄奈良駅」(6番出口から徒歩1分)



葬儀保険®

千の風

終活・葬儀費用に 活かせる保険があります

人生の最終章を豊かにする準備、
はじめませんか？



葬儀保険「千の風」のおすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

すぐに使えて安心
**保険金の迅速な
お支払い**※

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます

3
Point

加入審査も
**告知だけ
の簡単手続き!!**

4
Point

**お金の
使途は自由**

もちろん、ご家族の生活費などにも
ご利用いただけます

※弊社に完備書類到着後、最短翌営業日に保険金をお支払いいたします(当社実績に基づきます)

保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々 **2,500円** で **100万円** 保障
// 月々 **2,500円** で **100万円** 保障 //

その他50万円保障・80万円保障 プランもご用意!

【引受少額短期保険業者】



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号
一般社団法人日本少額短期保険協会 会員

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0120-444-000

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでのお申し込みはこちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2507-001

発	行	大淀町役場
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2026 年 7 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を大淀町が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

